

松戸市公用電気自動車広告募集要領

(通則)

第1条 公用電気自動車広告募集については、松戸市広告掲載要綱（平成21年10月1日施行）、松戸市公用電気自動車広告掲載要領（平成21年12月1日施行）及び松戸市公用電気自動車広告掲載基準（平成21年12月1日施行）によるほか、この要領に定めるところによる。

(募集内容)

第2条 募集内容については、別表に掲げるとおりとする。

(募集期間)

第3条 募集期間は随時行うものとする。

2 審査は先着順に行い、広告掲載箇所に空きがなくなった時点で募集を停止するものとする。

(掲載ができる者)

第4条 公用電気自動車に広告を掲載しようとする者は、まつど脱炭素社会推進事業所制度に登録している等、脱炭素に向けた取組を行っている者でなければならない。

(広告物に関する制限等)

第5条 掲載しようとする広告は千葉県屋外広告物条例（昭和44年千葉県条例第5号）、松戸市広告掲載要綱（平成21年10月1日施行）、松戸市公用電気自動車広告掲載要領（平成21年12月1日施行）及び松戸市公用電気自動車広告掲載基準（平成21年12月1日施行）を遵守したものでなければならない。

2 掲載内容は前項の規定によるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 掲載者の氏名又は名称等
- (2) ロゴマーク及びこれに類するもの等
- (3) その他、市長が認めるもの

3 広告の掲載車両及び掲載場所は市長が定める。

(申込の方法)

第6条 広告を掲載しようとする者は、松戸市広告掲載申込書に次に掲げる書類を添えて、市長に申込まなければならない。

(1) 掲載者の事業内容が分かる書類

(2) 掲載を希望する広告の内容がわかる原稿案

(3) まつど脱炭素社会推進事業所登録申請書(未登録者に限る。)

2 前項に掲げる書類の提出は、市役所開庁時に環境政策課へ行うこととし、支所等での受付は行わないものとする。

3 前項によるもののほか、郵送等による申請を妨げない。

(決定の方法)

第7条 市長は、掲載の申込があった時は、松戸市公用電気自動車広告掲載基準に基づき内容を審査し、掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、可否を決定したときは松戸市広告掲載申込結果通知書により、申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納入)

第8条 広告掲載者は、市長が指定する期日までに、市が発行する納入通知書により広告掲載料を一括して納入するものとする。

2 前項の規定により、広告掲載料を納入した場合、いかなる理由があっても返金しない。

(屋外広告物の許可申請)

第9条 第7条第1項の規定により、掲載が決定した時は、掲載者は千葉県屋外広告物条例に基づく許可申請を行うものとする。

2 前項の許可申請は都市計画課で行うものとし、同条例に基づく、許可申請手数料は掲載者の負担とする。

(掲載方法)

第10条 広告物の掲載は、マグネットシートによる貼り付け又はラッピングフィルム等の剥離が可能な特殊フィルム素材で塗付するものとし、車体へ直接

塗装することはできない。

- 2 前項の特殊フィルム素材は、広告掲載期間中における車体からの剥離又は広告物撤去に際して、車体塗装の剥離が発生しない素材とする。

(広告の作成等)

第11条 広告の作成は、掲載者の責任において作成し、その費用は全て掲載者が負担するものとする。

- 2 広告の掲載及び撤去は、掲載者の責任において行い、その費用は全て掲載者が負担するものとする。

- 3 前項の規定により広告の掲載及び撤去を行うときは、公用電気自動車の用途及び運行業務に支障が生じないように、事前に市と協議し、且つ施工時は市の指示に従うものとする。

- 4 第2項の規定により広告物の掲載又は撤去を行ったことにより、公用電気自動車の車体表面、塗装若しくは構造等を毀損し、又は、破損したときは、当該掲載者の負担において、原状回復をするものとする。

(広告物の掲載期間等)

第12条 広告の掲載の期間は1年間とし、再掲載を妨げないものとする。

- 2 広告物の掲載開始日及び終了日は掲載者と市で協議のうえ、決定する。この場合において、広告物掲載には、広告物作成期間及び千葉県屋外広告物条例に基づく許可までの期間を踏まえたものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

別表（第2条関係）

内容	広告掲載場所	広告の大きさ (1箇所)	広告掲載数	広告掲載料 (1箇所)
公用電気自動車(3台)	両側前ドア面 ×2箇所(上 下) 両面後ドア面 ×1箇所	縦16cm 横65cm (面積0.1 04m ²)	18箇所 (6箇所×3 台)	50,000 円/年

備考

募集件数は、広告掲載数のうち、空きのある件数となります。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に改正前の松戸市公用電気自動車広告募集要領の規定に基づいてなされた申込又はその他の行為は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年10月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。